

○狭山市地域新事業創出基盤施設管理規則

平成15年3月24日

規則第5号

改正 平成17年9月30日規則第31号 平成18年3月23日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、狭山市地域新事業創出基盤施設条例(平成14年条例第27号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、狭山市地域新事業創出基盤施設(以下「基盤施設」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用等の許可手続)

第2条 条例第4条第1項に規定する使用又は変更の許可を受けようとする者は、様式第1号の許可申請書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第4条第1項に規定する使用又は変更の許可をしたときは、様式第2号の許可書を交付するものとする。

(使用期間の更新手続)

第3条 条例第5条第1項ただし書に規定する許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日前60日までに様式第3号の使用期間更新申請書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第5条第1項ただし書に規定する許可の期間の更新をしたときは、様式第4号の使用期間更新許可書を交付するものとする。

(使用料の納付)

第4条 使用者は、毎月末日(月の途中で使用施設を明け渡したときは、明け渡した日)までに、その月分の使用料を納付しなければならない。

(費用負担)

第5条 使用施設の使用に係る次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 構造上重要でない部分の軽微な修繕に要する費用

(2) 電気、電話及び上下水道の使用料

(3) ごみ等の廃棄物処理に要する費用

(4) その他使用者が負担することが適当と認められる費用

(一部改正〔平成18年規則18号〕)

(届出)

第6条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）に変更があつたとき。
- (2) 業種を変更しようとするとき。
- (3) 使用施設の使用を15日以上休止しようとするとき。
- (4) 条例第5条の許可の期間の中途において使用施設を明け渡すとき。
- (5) 基盤施設の施設若しくは設備を損傷し、又は物品を亡失し、若しくは損傷したとき。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外の目的に基盤施設を使用しないこと。
- (2) 許可又は承認を受けていない施設、設備及び物品を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (4) 金品の寄附募集等の行為をしないこと。
- (5) 他の使用者に迷惑の及ぶ行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(特別の設備等)

第8条 使用者は、使用施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けて、自己の負担により行わなければならない。

(使用施設への立入り)

第9条 市長は、基盤施設の維持管理のため、使用施設に係員を立ち入らせることができる。

(検査)

第10条 使用者は、使用施設を明け渡そうとするときは、明け渡しをする日前15日までに市長に届け出て、職員の検査を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第11条 条例第14条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に基盤施設の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第6条、第8条から第

10条まで及び様式第1号(1)から様式第4号までの規定の適用については、これらの規定(様式第1号(1)から様式第4号までの規定を除く。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号(1)から様式第4号までの規定中「狭山市長」とあるのは「狭山市地域新事業創出基盤施設指定管理者」とする。

(追加〔平成18年規則18号〕)

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、基盤施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成18年規則18号〕)

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日規則第31号)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な箇所を訂正し、又は従前の例により使用することができる。

附 則(平成18年3月23日規則第18号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 狭山市地域新事業創出基盤施設条例(平成14年条例第27号)第14条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に狭山市地域新事業創出基盤施設の管理を行わせる場合は、改正前の狭山市地域新事業創出基盤施設管理規則の規定により、市長がした許可その他の行為(この規則の施行の日以後の使用に係るものに限る。)又は市長に対してされた届出(この規則の施行の日以後の使用に係るものに限る。)については、改正後の狭山市地域新事業創出基盤施設管理規則の相当規定に基づいて指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してされた届出とみなす。

様式第1号(1) (第2条関係)

狭山市地域新事業創出基盤施設使用許可申請書

年 月 日

(あて先) 狭山市長

住 所
申請者 氏 名 ⑩
(法人にあつては、事務所又は事業所
の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり、狭山市地域新事業創出基盤施設の使用許可を受けたいので申請します。

使用施設名	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付資料	(1) 事業計画書 (2) 住民票の写し又は法人の登記事項証明書 (3) その他

様式第1号(2) (第2条関係)

狭山市地域新事業創出基盤施設使用変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 狭山市長

住所
申請者 氏名 ⑩
(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり、狭山市地域新事業創出基盤施設の使用変更許可を受けたいので申請します。

使用施設名	
当初許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更の理由	
添付資料	(1) 事業計画書 (2) その他

様式第2号(1) (第2条関係)

狭山市地域新事業創出基盤施設使用許可書

第 号
年 月 日

狭山市長 印

年 月 日付けで申請のありました、狭山市地域新事業創出基盤施設の使用については、次のとおり許可します。

申請者	住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
使用施設名	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	月額 金 円 ただし、狭山市地域新事業創出基盤施設条例の改正により使用料が変更されたときは、その額とする。
許可の条件	

様式第2号(2) (第2条関係)

狭山市地域新事業創出基盤施設使用変更許可書

第 号
年 月 日

狭山市長 印

年 月 日付けで申請のありました、狭山市地域新事業創出基盤施設の使用変更については、次のとおり許可します。

申請者	住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
当初許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
使用施設名	
変更の内容	

様式第3号（第3条関係）

狭山市地域新事業創出基盤施設使用期間更新申請書（第 回）

年 月 日

（あて先）狭山市長

住 所
請者 氏 名 ㊟
（法人にあつては、事務所又は事業所
の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

次のとおり、狭山市地域新事業創出基盤施設の使用期間の更新を受けたいので申請します。

使用施設名	
当初許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
更新希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新を希望する 理由	
添付資料	（1）事業計画書 （2）その他

様式第4号（第3条関係）

狭山市地域新事業創出基盤施設使用期間更新許可書（第 回）

第 号
年 月 日

狭山市長 印

年 月 日付けで申請のありました狭山市地域新事業創出基盤施設の使用期間の更新については、次のとおり許可します。

申請者	住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
当初許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
使用施設名	
更新後の使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	月額 金 円 ただし、狭山市地域新事業創出基盤施設条例の改正により使用料が変更されたときは、その額とする。
許可の条件	

様式第1号(1) (第2条関係)

(一部改正 [平成17年規則31号・18年18号])

様式第1号(2) (第2条関係)

(一部改正 [平成17年規則31号])

様式第2号(1) (第2条関係)

様式第2号(2) (第2条関係)

様式第3号 (第3条関係)

(一部改正 [平成17年規則31号])

様式第4号 (第3条関係)